

# 令和8年度税財政等に関する提案（要旨）

## 人口減少対策及び地方創生の強力な推進のための財源確保等

### ①新しい地方経済・生活環境創生等のための財源確保

地方創生の交付金については、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、その用途拡大や運用の更なる改善を図ること。

### ②企業の地方移転の促進

「地方拠点強化税制」について、制度の継続はもとより、本社機能の地方分散を促すインセンティブとなるよう、税額控除率の引き上げなど制度の更なる拡充を検討すること。

令和7年11月13日

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長  
宮崎県知事 河野 俊嗣

# 令和8年度税財政等に関する提案（ポイント）

## 1 地方一般財源総額の確保・充実等

### ① 地方一般財源総額の増額確保・充実

- ・社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、金利上昇の影響、給与改定への対応といった避けることのできない歳出の増加に対応するとともに、地方が責任を持って地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくため、令和8年度においても、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すること。  
特に、地域経済の好循環、民間企業の賃上げの実現のためには、地方における官公需の価格転嫁が急務であり、地方がこれを確実に実施するために必要となる一般財源を増額確保すること。

### ② 社会保障に係る地方財源の確保

- ・消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約4割が地方の財源であり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっていることから、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することの重要性を踏まえ、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行わないこと。

### ③ 強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

- ・新たに策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、取組の加速化・深化を図るために必要な予算・財源については、当初予算を含め、別枠で確保するとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を踏まえた規模にすること。
- ・「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく直轄事業負担金及び補助事業費を対象として延長するとともに、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、期限を延長した上で、対象を拡充すること。

### ④ 公立病院の経営安定化支援

- ・物価高や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、極めて厳しい経営環境にある公立病院について、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金等に対する地方財政措置を更に拡充すること。

## 2 人口減少対策及び地方創生の強力な推進のための財源確保等

### ① 子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

- ・「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、ナショナルスタンダードの観点も踏まえた上で、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- ・いわゆる「高校無償化」については、国の責任と財源において確実に進めるとともに、公立高校への財政的支援の抜本的拡充を図ること。また、学校給食費の無償化については、必要な財源を国において確実に確保し、学校現場の負担に十分配慮した上で、早急に制度設計を行うこと。

## ② 新しい地方経済・生活環境創生等のための財源確保

- ・地方創生2.0を推進するため、「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組に必要な経費を更に拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- ・地方創生の交付金については、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、その用途拡大や運用の更なる改善を図ること。

## ③ デジタル社会の実現に向けた財政措置等

- ・地方団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るデジタル基盤改革支援補助金について、国が責任をもって移行経費を全額補助金の対象とするとともに、影響を受ける関連システムの改修なども補助対象とすること。
- ・ガバメントクラウド利用料及び移行に伴う運用経費の増加分等について、更に地方の負担が増加する場合には、補助金による支援など新たな財政措置を検討すること。

## ④ 企業の地方移転の促進

- ・「地方拠点強化税制」について、制度の継続はもとより、本社機能の地方分散を促すインセンティブとなるよう、税額控除率の引き上げなど制度の更なる拡充を検討すること。

## ⑤ 脱炭素施策への財政措置

- ・令和7年度末に期限を迎える「脱炭素化推進事業債」については、地方団体において、引き続き公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、期限を延長した上で、地方の実情に応じた事業規模や対象の拡充などを行うこと。

# 3 税制抜本改革の推進等

## ① 自動車関係諸税の見直し

- ・環境性能割は、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとされているため、結果的にCO<sub>2</sub>排出量の多い自動車に課税されており、地方の重要な財源である。取得時負担軽減の見直しでは、こうした点を十分に踏まえつつ検討すること。
- ・電気自動車等は自動車税種別割で最低税率が適用され税負担の公平性に課題があることから、課税趣旨を適切に踏まえつつ、電気自動車等を含むすべてのパワートレイン間で公平・普遍で簡素な税体系の構築について、早期に検討し結論を得ること。
- ・いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方への影響等を十分に考慮し、地方の減収に対しては代替の恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めること。

## ② 個人住民税の充実確保等

- ・給与所得控除の見直しや基礎控除などの個人住民税の各種控除のあり方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての基本的性格や地方税財源に与える影響等に十分配慮した上で、事前に地方団体の声も聴きながら丁寧な議論を行うこと。
- ・住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、地方税制のあり方に関する検討会で示された中間整理を踏まえ、地方の意見をくみ取った上で、利子割税収をあるべき税収帰属地に帰属させるための措置を早急に講じること。また、利子割における住所地課税の実現については、税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、今後も引き続き検討すること。

## ③ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- ・令和7年度与党税制改正大綱及び今般の骨太方針2025に取り上げられたとおり、東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むこと。